科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 26 年 6月24日現在

機関番号: 13601 研究種目:基盤研究(C) 研究期間:2011~2013 課題番号: 23613004

研究課題名(和文)パーソナルゲノム時代の生命・医療倫理の深化と社会との接点

研究課題名(英文)Ethical, Legal and Social Implications in the Personal Genome Era

研究代表者

福嶋 義光 (FUKUSHIMA, Yoshimitsu)

信州大学・医学部・教授

研究者番号:70273084

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 4,100,000円、(間接経費) 1,230,000円

研究成果の概要(和文):パーソナルゲノム解析の生命倫理課題,有用性の評価法,精度管理,啓発・教育方法,情報提供のあり方等について検討するために、ヨーロッパ人類遺伝学会,米国人類遺伝学会,文献検索等で国際的な動向について情報収集に努めると共に,英国NHSのの報告書「遺伝サービスの委託取り決めに関するレビューおよび戦略の提言」,および,Eurogentest の「臨床分子遺伝学的検査のバリデーション及び検証の標準化フレームワーク」を翻訳し,わが国におけるあり方を検討した.

研究成果の概要(英文): We collected information of the following problems by participation to ESHG, ASHG and EAUHGS and document retrieval: 1) Bioethical issues on the personal genome analysis, 2) estimation met hods for clinical utility and quality control of genetic testing, 3) Education or reporting methods of genetics or genomics to the public, students, and medical professionals. We translated the following two doc uments in order to design the Japanese system: 1) UK Genetic Testing Network: Review of commissioning arrangements for genetic services and strategic recommendations, 2) Eurogentest: A standardized framework for the validation and verification of clinical molecular genetic tests.

研究分野: ライフサイエンス (ゲノム)

科研費の分科・細目: 基礎医学・人類遺伝学

キーワード: パーソナルゲノム 次世代シークエンサー マイクロアレイ 遺伝学的検査 遺伝カウンセリング 遺

伝子診断ビジネス

1.研究開始当初の背景

ヒトゲノムプロジェクトの最終段階として、パーソナルゲノム解析研究が進められつつある.この研究の目的は個々人のゲノム情報を、各人の健康増進,疾病予防,および発症した場合には最適な治療・ケアの提供に役立てることである.将来的には,パーソナルゲノム解析は医療に革命的な影響を及ぼすと考えられるが,パーソナルゲノム解析を実際に,保健・医療サービスの一つとして導入するためには,いくつかの課題について検討しておかなければならない.

まず第一に,パーソナルゲノム解析研究の 進展は,人間一人一人の疾病罹患リスクを明 らかにするが,これは生まれながらにして, 将来の健康状態には格差が存在することを示 すことであり,「人類皆平等」という誰もが信 じて疑わない道徳感にどのような影響を与え るか,また新たな差別が生まれないか,につ いて生命倫理の観点から検討を開始しておく 必要がある.

第二に,パーソナルゲノム解析研究の進展 により、ヒトの健康について、さまざまな情 報がもたらされることは間違いないが、どの 検査を行うことが, 臨床的に有用であるのか についての評価法を確立しておく必要がある ある遺伝子多型が,疾病の罹患性に関係して いるという科学的事実と,その遺伝子多型情 報が,健康増進,疾病予防,適切な治療・ケ アの提供に有用であることとは異なっている ことを常に考えておかなければならない、個 人の遺伝情報を明らかにする遺伝学的検査に 用いられる DNA は、採血等の医療行為によら ずとも,毛髪,爪,頬粘膜等の採取により容 易に得られ,また,遺伝子解析を国内企業に とどまらず外国企業にも容易に委託すること が可能であるため,学術団体等で遺伝医学の 専門家として認定された医師等を介さずに、 易罹患性に関わる遺伝子解析を直接消費者に 提供する企業や来院者に提供するクリニック が散見されるようになった、また、提供可能 とされている遺伝子診断は,病気のなりやす さ(生活習慣病の易罹患性)や体質(肥満, 薄毛など)など健康・容姿に関わるものに留 まらず,個人の能力(知能,文系・理系,音 感),性格(外向的,内向的),進路(音楽, 美術,運動適性)などの非医療分野にまで広 がりを見せ,企業のホームページでの過大な 広告やマスメディアでも広く取り上げられる ようになったため,一般市民にも広く知られ るところとなっており,このことがパーソナ ルゲノム解析研究の信頼性を失わせる可能性 も危惧される.

第三に,パーソナルゲノム解析研究の成果 を臨床応用するためには検査の精度管理が前 提となるので,各検査機関に要求される設備, 検査手順書,人材育成のあり方などを検討し ておく必要がある.

第四に,パーソナルゲノム解析研究は社会の理解を得つつ進めていく必要があり,情報のである.そのであることは必須である.そので表に研究の進展に付随をすることは必須である.そので起ことは、の方法についての理解を得ての必要がある.パーソナルゲノム解析研究の成果を行っての理解を得ての成果を引きなど、その人における。とは、あらゆるレベルにおける遺伝であり、その具体的な方法を初会の充実であり、その人における法を初会の充実であり、その人における法を初会の充実であり、その人について考えておく必要がある.

2.研究の目的

3.研究の方法

(1)パーソナルゲノム解析の生命倫理課題パーソナルゲノム解析により得られる情報は,生まれながらにして,将来の健康状態に格差が存在することを示す可能性のある情報であり,また,その情報は家族や属する集団の特性を表現することもある.ことのないものであり,新たな生命倫理の理念を明確にしておく必要がある.ヨーロッパ人類遺伝学会,来国人類遺伝学会,東アジア人類遺伝学会連合大会などに参加し,諸外国の取り組み状況の情報を得る.

(2)パーソナルゲノム解析の有用性の評価

と遺伝学的検査法の精度管理

遺伝学的検査の臨床の場への導入に際して は, ACCE (分析的妥当性,臨床的妥当性,臨 床的有用性,倫理社会的問題)を考慮すべき であることが広く認識されている.その中で, 臨床的有用性の評価法については,1)浸透率 の高い単一遺伝子疾患の診断・スクリーニン グ,2) 多因子病のリスク判定,3) 罹患者の 予後予測,4)薬物の効果予測・副作用予測, 5)ビジネスとして提供される遺伝子解析,な どそれぞれの目的ごとに作成する必要がある. 英国NHSのUKGTN (UK Genetic Testing Network) の報告書「遺伝サービスの委託取り 決めに関するレビューおよび戦略の提言」、お よび, Eurogentest が中心になって作成した 「臨床分子遺伝学的検査のバリデーション及 び検証の標準化フレームワーク」を翻訳し,わ が国におけるあり方を検討する.

(3)遺伝子診断ビジネスへの対応

現在,生活習慣病の易罹患性の遺伝子診断は,自由診療として,個人医院,歯科医院,人間ドック機関,薬局などにおいて,取り入れられ始めているので,関連団体や検査機関,官公庁から資料を集め,どのような遺伝子診断行われているか,その実態を把握する.また,ホームページで検索することにより,病気へのなりやすさや体質など,健康に関わるもの以外の個人の能力(知能,文系・理系,育動適性)などの非医療分野の遺伝子診断にはどのようなものが行われているかについて情報を収集し,対応策を検討する.

(4)研究代表者・分担者・協力者の連携と 社会活動

社会的関心の高い新型出生前診断,遺伝性乳癌卵巣癌,初等中等教育における遺伝学教育,遺伝子検査ビジネスなどのあり方について,本研究成果を活かすべく社会活動を行う.

4. 研究成果

(1)パーソナルゲノム解析の生命倫理課題次世代シークエンサーおよびマイクロアレイ解析など、網羅的にヒトゲノムを解析する技術が生まれ、これらの技術が研究から診療へと急速に導入されている.欧米においては、研究での利用については、従来どおり、十分な情報提供を行った上でのインフォームドコンセントを実施することで対応しており、診療目的に行われるエクソーム解析において、結果を開示すべき遺伝性腫瘍(16疾患),循環器疾患(7疾患),悪性高熱症など24疾患,56遺

伝子がACMGガイドラインとして公表された.しかし,その後,集団を対象とした検査としての有用性は示されていないこと,一般人を対象としたスクリーニング検査として行った場合には,無用な健診,医原性の害,間違った安心などの負の側面が生じる可能性があること,などの批判があり,現在,ガイドラインの内容の見直しが図られている.わが国では,分子遺伝学的検査が医療の枠組みの中でほとんどおこなわれていないという大きな問題があり,緊急に対応することが求められている.

(2)パーソナルゲノム解析の有用性の評価 と遺伝学的検査法の精度管理

英国においては,大学・研究機関を中心とする遺伝子解析機関がネットワークを作り,臨床的意義がある遺伝学的検査に対応している.遺伝学的検査は臨床遺伝の専門医によって委託され,検査費用は,委託した医療機関が負担する.その結果,質,効率,費用効果が高い遺伝学的検査サービスを患者に提供することが可能となっている.

一方,診断での使用を目的とした分子遺伝学的検査の実行プロセスは複雑であり,様々なレベルの評価及びバリデーションが必要となることから,Eurogentestでは,より詳細かつ特定のガイダンスを提供するため,欧州並びに米国の臨床及び検査に従事する科学者及び品質保証と統計の専門家から構成される作業部会を設立している.その目的は,柔軟性を課す必要性に配慮しながら,地域の要求事項及び規制,並びに検査の量とリソースを開発が高により,遺伝学的検査をといる。とできるバリデーションのフレームワークを開発することである.

わが国では、分子遺伝学的検査について、 十分な制度設計がなされておらず、 Eurogentest を中心とするヨーロッパの取り組みは極めて有用であり、わが国においても早急に、Eurogentestと同様の制度設計を行うべきである.

(3)遺伝子診断ビジネスへの対応

H24年度の経済産業省の遺伝子検査ビジネスに関する調査報告書によれば,遺伝子検査取扱い企業は87社あり,遺伝子検査取扱医療機関も89機関あると報告されている.遺伝子検査の内容は様々であるが,わが国では,何の規制もないまま,ビジネスとして,急速に拡がっている.

先進諸国では遺伝学的検査に関して,ビジネス,医療という縦割りではない形で規制を

受けているのが通例である.差別禁止法など も国によっては行われており,研究に関して はその自由を担保することを前提に,医療の 場でその情報が用いられる場合には遺伝医療 の専門家による遺伝カウンセリングの実施が 必要であり,ビジネスであっても遺伝カウン セリングの実施が必要とされている国もある

わが国では,統一的な法的規制をとる部署 がなく、マルチスタンダード化している状態 である.遺伝子検査ビジネスに関係しうる省 庁として,厚生労働省,経済産業省,文部科 学省などが想定されるが、厚生労働省は「医療 ではない」, 文部科学省は「ビジネスとは関係 ない」という立場をとり、両省においては遺伝 子検査ビジネスを規制する動きは全くない. 経済産業省は「市場拡大,殖産興業が本旨なの で、基本的に規制はしたくない」という立場で ある . 2012年9月 , 製造産業局生物化学産業課 に遺伝子検査ビジネス委員会を設置し検討を 進め ,2013年2月にH24年度「遺伝子検査ビジネ スに関する調査報告書」,2014年2月にH25年度 「遺伝子検査ビジネスに関する調査報告書」を 公表したが,遺伝子検査ビジネスに関連する 認定制度作りを行うという明確な方向性は示 されていない.

(4)研究代表者・分担者・協力者の連携と 社会活動

社会的関心の高い問題について研究代表 者・分担者・協力者の連携の元に下記の社会 活動を行った.

新型出生前診断 (NIPT)

「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査」については、2012年8月末のメディア報道を契機に国民から大きな関心が寄せられ、日本産科婦人科学会のなかに検討委員会が設置された。同委員会には、日本小児科学会が設置の委員、日本の事門家も委員として加わり、の話学・倫理の意見聴取を行うと共に、シンボジー般からの意見聴取を行った。その意見を取り入れ、2013年3月9日、「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査」指針を確定した。

NIPTは産婦人科領域のみにとどまらないことから、同日(3月9日)、日本医師会、日本医学会、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会および日本人類遺伝学会は、「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査」について、関係者は日本産科婦人科学会の指針を遵守すべきであるという共同声明を公表し、NIPTを実施する施設の認定・登録を日本医学会臨床部会

運営委員会「遺伝子・健康・社会」検討委員会 に設置する「母体血を用いた出生前遺伝学的 検査」施設認定・登録部会で行うこととした.

2013年3月13日には厚労省から「学会関係者に限らず、検査に関わる全ての学術団体、医学研究機関、医療機関、臨床検査会社、遺伝子解析施設、遺伝子解析の仲介会社、健康関連企業等は指針を尊重すべき」である旨の通達が出された。

指針に従って,2013年4月からNIPT実施施設審査が開始され,認定された施設において,NIPTが実施されているが,大きな混乱はみられていない.

出生前診断については、わが国では本質的 議論が進まず、法的規制のないまま経過して きたが, NIPTの問題を契機に多くの議論がな され,産婦人科領域(日本産科婦人科学会,日 本産婦人科医会)だけではなく,遺伝医学領域 (日本人類遺伝学会)が加わり,さらに日本医 師会,日本医学会を含めアカデミアが一体と なって、NIPTについての一定のルールを作成 し,その運用が開始されたことは,出生前診 断をめぐるわが国の歴史を顧みると画期的な ことである.さらに,NIPTだけではなく,羊 水染色体検査をはじめとする出生前診断全体 のあり方についてもH26年度から厚生労働省 の班研究として開始されることとなった.研 究代表者,研究分担者,および研究協力者は これらの活動の中核的役割を担っている.

遺伝子診断ビジネス

研究代表者が委員長を務める日本医学会「遺伝子・健康・社会」検討委員会において、「一般市民を対象とした遺伝子検査」についての検討がなされ、2012年3月1日に、法的根拠に基づく公的機関による質的保証や提供体制への規制管理システムが構築されておらず、流合的に規制・管理する部署を消費者庁に設置するよう場合では基準で分掌管理させるシステムの構築と立法化を早急に整備するよう提言を行ったが、現在までのところ具体的な動きにはなっていない。

中等教育における「ヒトの遺伝」

最近の遺伝子研究の成果が急速に医療に活用されつつあり、一般国民における遺伝リテラシーの向上は必須である。中等教育において、「ヒトの遺伝」をどのように導入したらよいのかについて、2014年1月13日に、中学・高校教員と遺伝医学専門家とのワークショップが開催され、有意義な意見交換が行われた。研究代表者、研究分担者、および研究協力者

はこのワークショップに参加した.

遺伝性乳癌卵巣癌(HBOC)

遺伝性乳癌卵巣癌(HBOC)は,遺伝性疾患の中では例外的ともいえるほど頻度の高い疾患(年間約6万人発症する乳癌患者のうち少なくとも5%)であり,米国有名女優が遺伝学的検査の結果に基づき予防的乳房切除術を受けたことを公表したことから社会的にも非常に関心を集めている.

遺伝子診療を組み合わせた早期発見,早期治療,または発症前の対応により,その抑制効果が期待される疾患である.

日本人類遺伝学会,日本乳癌学会,日本産科婦人科学会,日本婦人科腫瘍学会,日本遺伝カウンセリング学会の5学会が中心となり,遺伝性乳癌卵巣癌総合診療制度を設立させることを目的に,H26年度に厚生労働省の班研究が開始されることになった.研究代表者,研究分担者,および研究協力者はこれらの活動の中核的役割を担っている.

5. 主な発表論文等

(研究代表者,研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計13件)

Keiko Tanaka, Yoshiki Sekijima, Kunihiro Yoshida, Mariko Tamai, Tomoki Kosho, Akihiro Sakurai, Keiko Wakui, Shu-ichi Ikeda, Yoshimitsu Fukushima. Follow-up nationwide survey on predictive genetic testing for late-onset hereditary neurological diseases in Japan. Journal of Human Genetics 58:560-563, 2013. 查

福嶋義光: 小児科診療における臨床遺伝医療と遺伝カウンセリング 遺伝学的検査を考えたら. 小児科診療 76:1041-1045, 2013. 香読無

福嶋義光: 難治性疾患克服研究事業と遺伝 カウンセリング 日本遺伝カウンセリング 学会誌33:181-184, 2013, 査読有

福嶋義光:【専門分野における倫理の現状と 将来展望】 先端医療(遺伝子疾患) 遺伝子 医療分野における現状と将来展望.臨床倫理 1:38-40, 2013

福嶋義光: 難治性疾患克服研究事業と遺伝 カウンセリング. 日本遺伝カウンセリング 学会雑誌 33: 181-184, 2012. 査読無

福嶋義光: 小児科医が知っておくべき遺伝 医学関連のガイドライン・見解. 小児科 53:505-511. 2012. 査読無

福嶋義光:個別化医療実現に向けたイノベ

ーションと課題 個別化医療実現に向けた 医療倫理.日本体質学会雑誌 74:41-45, 2012

福嶋義光:遺伝医療の基盤整備・均てん化. 医学のあゆみ 237: 803-805, 2011.査読 無

福嶋義光: 遺伝子研究・診断・治療の倫理. 月刊糖尿病 3: 114-119, 2011. 査読無 福嶋義光: 臨床遺伝医療. BIO Clinica 26: 271-275, 2011. 査読無

<u>櫻井晃洋: フォーラム「遺伝医療と社会」6.</u> 社会への発信: 遺伝関連学会等の取り組み. 医学のあゆみ 238: 283-285, 2011. 査読 無

<u>櫻井晃洋</u>:フォーラム「遺伝医療と社会」2. 「遺伝子を調べる」というビジネス.医 学のあゆみ 237: 273-275, 2011. 査読無 <u>櫻井晃洋</u>:フォーラム「遺伝医療と社会」1. 人々は「遺伝」をどうとらえているか.医 学のあゆみ 237: 215-217, 2011. 査読無

[学会発表](計3件)

福嶋義光: ともに考えよう 遺伝医療とメディアがスクラムを組んで国民のためにできる事 正確性と話題性 必要となる共通認識基盤の形成.第37回日本遺伝カウンセリング学会学術集会.2013年6月22日,川崎

福嶋義光,松原洋一,野村文夫,斎藤加代子,高 田史男,小杉眞司,玉置知子,<u>櫻井晃洋</u>, 関島良 樹,<u>涌井敬子</u>,加藤光広,小泉二郎:疾病中心から患者中心の希少難治性疾患研究を可能とする患者支援団体と専門家集団とのネットワー ク構築.日本人類遺伝学会第57回大会.2012年10月24日,幕張福嶋義光:難治性疾患克服研究事業と遺伝カウンセリング.第36回日本遺伝カウンセリング学会.2012年06月08日,松本

6. 研究組織

(1)研究代表者

福嶋 義光 (FUKUSHIMA, Yoshimitsu) 信州大学・医学部・教授 研究者番号:70273084

(2)研究分担者

櫻井 晃洋 (SAKURAI, Akihiro) 札幌医科大学・医学部・教授 研究者番号:70262706

涌井 敬子 (WAKUI, Keiko) 信州大学・医学部・講師 研究者番号:50324249